

特命随意契約理由書

件 名	千代田区敬老会送迎バスの運行業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	千代田区敬老会参加者の輸送手段の確保を以て、事業の円滑な運営を図る。敬老会は75歳以上の千代田区民を対象としているため、参加者の中には歩行不安を抱え、公共交通機関の利用では会場まで向かうことのできない方も含まれる。 これに伴い、高齢者の安全・安心かつ円滑な移動手段の確保のため、地域福祉交通“風ぐるま”と連携を図りながら、大型バスを用いて、区内各所から敬老会開催会場までの送迎を行う。
選 定 理 由	本件業務内容は参加者の敬老会会場への移動手段として大型バスを利用するが、送迎時の乗降をするにあたって、地域福祉交通“風ぐるま”の停留所を一部利用する。停留所の使用や、送迎バス及び風ぐるまの運行ダイヤの調整など運行事業者との密な連携が必要となる。下記事業者は、風ぐるまの運行事業者であり、敬老会の会場の変更による初めてのルートでスケジュールが流動的な中、迅速な対応と安定した業務を遂行が可能である。 以上の理由により下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 日立自動車交通株式会社 住 所 東京都足立区綾瀬6丁目11番22号
※ 契約年月日	令和 7 年 8 月 12 日
※ 契約金額	3,058,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年9月9日まで
担 当 課	保健福祉部福祉総務課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

806

件 名	防災ラジオの購入
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：(物品)・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	災害時等における避難に特に配慮が必要な方々への情報伝達手段を確保することを目的として防災ラジオを購入し、避難行動要支援者名簿登録世帯へ配布を行う。
選 定 理 由	本件の防災ラジオは、現在導入している防災行政無線戸別受信機及び防災ラジオの送受信システムと密接不可分の関係にあり、同一機器を使用することで、一体運用及び故障発生時の迅速な対応が可能となる。また、通常のラジオと異なり、総務大臣より免許を受けた唯一の免許人である下記事業者のみが販売を行っていることから、下記事業者を契約の相手方として指定する。
契約の相手方	名 称 東京テレメッセージ株式会社 住 所 東京都港区西新橋 2-35-2
※ 契約年月日	令和 7 年 8 月 19 日
※ 契約金額	3,547,500 円（消費税を含む）
納 入 期 限	令和7年12月26日
担 当 課	政策経営部 災害対策・危機管理課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

803

件 名	風力・太陽光発電型街路灯点検補修業務（第813号）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	有楽町に設置されている風力・太陽光発電設備の、各機器及び機材の損傷・摩耗・緩み等の不具合を発見し、対応を行うために点検補修業務を行う。
選 定 理 由	有楽町二丁目5番先に設置された風力・太陽光発電型街路灯については、当該設備が人通りの多いエリアに位置しており、通行人の安全確保の観点からも、定期的かつ専門的な点検が不可欠である。 この設備は、風力および太陽光発電機、蓄電池、照明器具、制御盤など複数の機器で構成されており、それぞれの構造や動作原理を理解した上での点検が求められる。特に、照明の安定性、制御系の異常検知など、専門的な知識と経験が必要である。 下記業者は、これらの設備構造や機能に精通しており、過去にも同様の街路灯設備の点検・保守実績がある。点検においても、機器ごとの診断項目に基づいたチェックリストを用いた確実な作業が可能であり、万が一の不具合にも迅速に対応できる体制が整っている。 以上の理由により、当該設備の点検業務については、下記業者を契約の相手方として指定するものである。
契約の相手方	社 名： エネルギープロダクト株式会社 住 所： 千代田区飯田橋1-3-2 曙杉館8階
※ 契約年月日	令和 7 年 8 月 8 日
※ 契約金額	510,400 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日 から 令和7年12月19日
担 当 課	環境まちづくり部 道路公園課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているもので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれてい

特命随意契約理由書

件 名	資源化業務に係る古紙・びん・缶等の売却（8月分）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他（売却）</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	区内で回収された資源物を売却できるよう処理をした後、再生資源として資源化ルートに乗せるものである。
選 定 理 由	(1) 資源回収・資源化業務の受託業者であり、同一業者が本業務を実施することにより、効率的に資源化ルートに乗せることができる。 (2) 清掃事業が東京都から千代田区に移管される平成12年度以前から資源回収をしているという実績もあり、平成12年3月27日には「長年にわたり培ったお互いのパートナーシップに基づき、今後ともごみ減量・リサイクル事業推進について、必要に応じ協議するものとする」とした協定書を交わしている。 以上の理由により、下記業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 千代田区リサイクル事業協同組合 住 所 東京都千代田区飯田橋2-12-1
※契約年月日	令和 7 年 8 月 1 日
※契約金額	2,527,350 円（消費税を含む）※収入予定額（単価契約） ※ 単価 契約のため、契約金額は支出限度額
契約期間	令和7年8月1日～令和7年8月31日
担 当 課	千代田清掃事務所
根拠規程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	麴町中学校 熱源廻り制御機器の点検業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	熱源廻り制御機器について、各機器の点検業務を実施し、経年による劣化に対する措置や維持管理上の予防保全を目的とする。
選 定 理 由	本設備は下記業者の製品であり、各機器廻りの点検にあたっては細部の情報把握や、作業に伴う部品の調達が生じ、下記業者以外には困難である。 また、令和7年度麴町中学校総合管理業務の受託業者から本設備に連動する中央監視設備等の保守業務再委託先でもあるため、同一の者以外では責任区分が不明確になり、故障発生時の原因究明・対処が困難となる恐れがある。 以上の理由から下記業者を契約の相手方とする。
契約の相手方	名 称 パナソニック EW エンジニアリング株式会社 東京本部 住 所 東京都港区東新橋一丁目5番1号
※ 契約年月日	令和 7 年 8 月 4 日
※ 契約金額	935,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和7年8月31日まで
担 当 課	子ども部子ども施設課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているので、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約担当課で記入します。

特命随意契約理由書

件 名	庁有車の再リース賃借（区長車・議長車）
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・委託、 <u>その他</u>
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	特別職（区長・議長）の車両を確保するため再リースする。
選 定 理 由	当該車両については平成 31 年度、賃借先を競争入札により下記業者に決定し、平成 31 年 9 月 25 日から長期継続契約により賃借していた。契約が満了となる令和 6 年からは電気自動車の導入について検討したが、当該車両同等の電気自動車についての製造の見通しが立たないことが確認されたとともに、当該車両が極めて稼働良好な状態であったため再リースすることが最善の方法と結論付けられ、下記事業者と引き続き再リース契約を結ぶこととした。 以上の理由により、今年度（契約期間は令和 7 年 9 月 25 日～令和 8 年 9 月 24 日）においても、下記事業者を引き続き契約の相手方とする。
契約の相手方	名称 トヨタモビリティサービス株式会社 住所 東京都中央区浜町 2-12-4
※ 契約年月日	令和 7 年 8 月 12 日
※ 契約金額	1,557,600 円（消費税を含む）
契 約 期 間	令和 7 年 9 月 25 日から令和 8 年 9 月 24 日まで
担 当 課	政策経営部施設経営課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号

○ この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。

○ ※印を示した項目については、契約課で記入します。

特命随意契約理由書

82/

件 名	史跡江戸城外堀跡保存活用計画策定支援業務
種 類	工 事：土木・建設・設備・設計、測量、地質調査・その他工事 物 品：物品・ <u>委託</u> 、その他
工 事 場 所 (工事案件のみ)	
概 要	本業務は、千代田区が、新宿区・港区と共同で策定する「史跡江戸城外堀保存活用計画（以下「保存活用計画」）」の策定支援である。受注者は、検討案作成のために必要な資料（データ）の収集・分析、及び執筆・図版作成、編集等を行うとともに、保存活用計画策定委員会の開催に必要な資料作成、説明補助及びその他の開催支援を行う。
選 定 理 由	令和6年度、文化庁から当該保存活用計画は文化財保護法129条の2に基づく認定を受けることは保存活用計画においては困難であることが示された。それに対応する業務が発生したことで策定が予定より遅滞しており、策定予定期間の令和9年度までに迅速な業務進行が不可欠となっている。下記事業者は、令和5・6年度の受託者であり、引継ぎにかかる時間が不要のため、期間の短縮が可能となる。また、令和6年度までに4回の保存活用計画策定委員会とそれに伴う委員等への意見聴取が実施され、委員との関係性も深く築かれている。各委員の意向も熟知しており、保存活用計画に迅速に反映することが可能である。令和6年度の履行成績も良好であることから、下記事業者を契約の相手方に指定する。
契約の相手方	名 称 株式会社パスコ 東京支店 住 所 東京都目黒区下目黒一丁目7番1号
※ 契約年月日	令和 7 年 8 月 26 日
※ 契約金額	7,128,000 円（消費税を含む）
契 約 期 間	契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで
担 当 課	地域振興部文化振興課
根 拠 規 程	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

- この理由書は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に定める公表項目に対応しているため、物品購入や請負委託案件等には該当しない項目が含まれています。
- ※印を示した項目については、契約課で記入します。